

令和5年3月27日

小矢部市耐震改修促進計画に別紙として下記を追記する。

本計画に定めるブロック塀等の倒壊防止対策について、危険なブロック塀等の除却を推進するため、その除却費用等の一部について補助する事業を一定期間実施する。なお、当該事業の対象となる道路は、住宅から避難場所へ通じる道路とする。